

特殊洗淨装置買入（船技）
仕様書

第五管区海上保安本部

第1章 総則

1 目的

この仕様書（以下「本書」と記す。）は、特殊洗浄装置（以下「本装置」と記す。）の調達について規定する。

2 一般原則

(1) 受注者は、本装置の使用目的及び使用形態を考慮し、本書に適合した装置を納入すること。

(2) 詳細設計の段階において、合理性、機能性等を検討した結果、構成品の個数や配置変更等の調整が必要な場合にあっては、次によること。

ア 本書で指定する構成品等については、第五管区海上保安本部船舶技術部長（以下「船技部長」という。）の承認を受けることにより、指定する個数を上回って差支えない。

イ 構成品等については、原則として本書で指定した仕様及び配置によるが、船技部長の承認を受けることにより、使用場所の周囲環境又は使用目的等に応じ同等品を使用又は配置を変更して差支えない。

3 準拠法規及び基準

(1) 本装置に適用する規格及び基準は、本書で特に定めのある部品を除き、原則として次の規格に適合するもの又は船技部長がこれらと同等と認めた基準により構成されたものであること。

ア 日本産業規格（JIS）

イ 日本電機工業会規格（JEM）

ウ 日本電線工業会規格（JCS）

エ 国際電気標準会議（IEC）

オ 国際標準化機構（ISO）

(2) 本装置に使用する材料、部品及び製品のうち「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成29年2月7日変更閣議決定）において「特定調達品目」として定められているものについては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料、部品及び製品を使用すること。

(3) 本装置には、石綿（白石綿、温石綿、青石綿及び茶石綿等）を含む材料、部品又は製品を一切使用しないこと。

- 4 要求性能を満足することができないおそれがある場合の処置等
受注者は、本装置の納入にあたり、やむを得ない事情により、本仕様書上の要求を満足することができないおそれがある場合は、ただちに船技部長と協議しなければならない。
- 5 納入場所
第五管区海上保安本部 船舶技術部
〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1
- 6 数量
1式
- 7 納入期限
令和7年2月28日
- 8 仕様確認申請書
納入する物品の規格等については、入札参加申込み締切日時前に別添「仕様確認申請書」を提出し、支出負担行為担当官の承認を得たものとする。
なお、仕様確認申請書には、納入する物品の規格等に係る資料を添付すること。

第2章 概要

本装置は、レーザー照射により錆、汚れ、コーティング等を気化させ、粉塵、騒音を発生させずに除去し、母材への変形、変質の影響が少ない非接触型のクリーニング機能を有するもの。

第3章 環境条件

1 電源

AC100V（単相）※100Vで蓄電するものも含む

2 安全使用環境

- (1) 使用温度：0℃～40℃まで
- (2) 湿度：45%まで
- (3) 粉塵・振動のない環境
- (4) 水に濡れる環境にないこと
- (5) 供給主電源変動：+/- 7%以内
- (6) 供給主周波数変動：+/- 5%以内

第4章 機器

1 構成

- (1) 本体。
- (2) レーザーヘッド。
- (3) 付属品。

2 仕様

(1) 本体

- ア 最大出力 50W 以上
- イ レーザー発振方式、ファイバーレーザーパルス発振方式
- ウ 本体重量 15kg 以下（可搬式）
- エ レーザーシステム（空冷式）

(2) レーザーヘッド

- ア 焦点レンズ f=約 300 mm 2 個、f=約 165 mm 1 個（交換が容易であること）
- イ 本体との接続ケーブル（3m以上） 1 本

(3) 付属品

- ア レーザープロテクションゴーグル 3 個（収納箱付）
- イ 取扱説明書 1 式
- ウ 専用ケース 1 個

第5章 その他

- (1) 納入に関する費用は本契約に含むものとする。
- (2) 担当官と納入日等を調整の上、受注者が発行する納品書を添えて納入すること
- (3) 支払条件は履行完了後一括払いとし、受注者が発行する適法な請求書を受理してから 30 日以内に受注者指定口座に振込むものとする。
- (4) 問合せ先（担当官）
 - 第五管区海上保安本部船舶技術部
 - 電話：078-391-6557
 - ア 納入する物品に関すること
 - 機器課船舶工務官（内線 2353）
 - イ その他に関すること
 - 管理課調査係（内線 2315・2334）